

公の施設の点検結果

点検実施

令和4年10月

1 施設の概要

① 施設名称	一宮浄化センタースポーツ広場		
② 施設種別	レクリエーション・スポーツ施設 [小分類] 競技場（野球場、テニスコート等）		
③ 担当課名	一宮浄化センター		
④ 開設年月日	昭和54年4月1日		
⑤ 所在地	岡山市北区一宮 2 1 7 番地		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	17,554.62	
	構造/延床面積(㎡)	鉄筋コンクリート造（水処理棟）/4,975	
	建設費(単位:千円)	総事業費1,700,000	
	施設内容	「水処理棟屋上に設置」 テニスコート 1面 テニス・バレー兼用コート 1面 更衣室 鉄骨プレハブ (34.02㎡) 便所 コンクリートブロック造 (3.98㎡)	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし [法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 岡山市下水道スポーツ広場条例
③ 条例に規定された設置目的	市民にスポーツ及びレクリエーション活動の場を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与するため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	スポーツを楽しみ親睦を図り、併せて市民の健康増進を図る。
⑤ 設置目的の達成状況	地元中学生、高校生や地元町内会の利用があり設置目的は達成されている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営				
② 開館日	1月4日～12月28日 (12月29日～1月3日を除く)				
③ 開館時間	条例施行規則：日の出後30分から日没前30分まで 運用：4月 午前7時～午後6時 5月～8月 午前7時～午後7時 9月 午前7時～午後6時 10月～3月 午前7時～午後5時				
④ 利用状況	利用状況指標	高校生以下	その他	総利用者数	
	令和元年度	110人	321人	431人	
	令和2年度	47人	293人	340人	
	令和3年度	33人	232人	265人	
⑤ 主な利用者	地元住民				
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	既存コートを撤去し、新たに浄化センターの南側敷地にコートを新設予定のため今後、大規模修繕は見込んでいない。				

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	126	69	100	98	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
	収入合計	126	69	100	98	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	0	0	0	0
		事務費等	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	直接経費	維持管理費	125	131	118	125
		光熱水費	0	0	0	0
		小計	125	131	118	125
	支出合計	125	131	118	125	
	収支差額		1	-62	-18	-26

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金				
	指定管理料				
	補助金等				
	自主事業収入				
	その他(雑入等)				
	収入合計	0	0	0	0
支出	管理運営費	人件費			
		施設維持管理経費			
		事務費等			
	小計				
	事業費				
	その他				
支出合計	0	0	0	0	
収支差額		0	0	0	0

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み
	耐震工事	未了
	未了の場合の工事予定時期	未定
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	済み
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	水処理棟外壁クラックあり（テニスコートは水処理棟 の屋上に設置）

6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり 昭和54年一宮浄化センター200kL系施設建設に当たり地元還元施設として設置され、地元住民に利用されている。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	直営 令和5年度以降、大規模改修予定の為、当面直営とする。
③ 指定管理者とする場合の選定方法	
非公募の場合	非公募とする理由
	根拠規定
	指定管理者の候補者名
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)